

平成26年度

上期定期監査等報告書

帯広市監査委員

帯監査第38号
平成26年8月4日

帯 広 市 長 米 沢 則 寿 様
帯 広 市 議 会 議 長 野 原 一 登 様
帯 広 市 教 育 委 員 会 委 員 長 田 中 厚 一 様

帯 広 市 監 査 委 員 西 田 讓
帯 広 市 監 査 委 員 秋 田 勝 利
帯 広 市 監 査 委 員 石 井 啓 裕

定期監査等報告書の提出について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定に基づき、平成26年度に実施した定期監査及び指定管理者監査について、その結果を同条第9項の規定により提出します。

目 次

○ 定期監査報告書

第1	監査の項目	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の範囲及び方法	1
第5	監査の期間	1
第6	監査の結果	2
第7	監査結果に関する意見	4

○ 指定管理者監査報告書

第1	監査の項目	5
第2	監査の目的	5
第3	監査の対象団体	5
第4	監査の範囲及び方法	5
第5	監査の期間	6
第6	監査の結果	6
第7	監査結果に関する意見	7
(参 考)	指定管理者制度の概要	8
	監査対象団体の指定管理施設及び業務の概要	8
	◎ クリエイト株式会社	
	◎ 一般財団法人 帯広市文化スポーツ振興財団	
	◎ 株式会社オカモト	

定期監査報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり定期監査を実施した。

第1 監査の項目

収入及び支出事務等の執行状況について

第2 監査の目的

収入事務は、調定、徴収、滞納整理等の収納状況を含む事務全般について、また、支出事務は、事務事業に係る支出負担行為等の執行状況全般について、関係する法令等に基づき適正に執行されているか監査を行い、効率的な行政運営の確保に資することを目的とした。

第3 監査の対象

政策推進部（政策室、企画課、東京事務所）
総務部（行政推進室、職員課、市民税課、納税課）
市民環境部（国保課、戸籍住民課、川西支所、大正支所）
商工観光部（商業まちづくり課、工業労政課）
農政部（農政課、農村振興課）
産業連携室
都市建設部（管理課、建築指導課、土木課、道路維持課）
会計課

第4 監査の範囲及び方法

1 範囲

平成25年4月1日から平成26年3月31日までに執行された事務を対象とした。

2 方法

監査を行う歳入及び歳出の項目等については、抽出を行い、対象課から帳簿等の関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第5 監査の期間

平成26年4月2日から平成26年7月29日まで

第6 監査の結果

事務処理は適正に行われていた。

1 政策推進部

(1) 政策室

特記すべき事項はなかった。

(2) 企画課

特記すべき事項はなかった。

(3) 東京事務所

特記すべき事項はなかった。

2 総務部

(1) 行政推進室

特記すべき事項はなかった。

(2) 職員課

特記すべき事項はなかった。

(3) 市民税課

特記すべき事項はなかった。

(4) 納税課

特記すべき事項はなかった。

3 市民環境部

(1) 国保課

特記すべき事項はなかった。

(2) 戸籍住民課

特記すべき事項はなかった。

(3) 川西支所

特記すべき事項はなかった。

(4) 大正支所

特記すべき事項はなかった。

4 商工観光部

(1) 商業まちづくり課

特記すべき事項はなかった。

(2) 工業労政課

特記すべき事項はなかった。

5 農政部

(1) 農政課

特記すべき事項はなかった。

(2) 農村振興課

特記すべき事項はなかった。

6 産業連携室

特記すべき事項はなかった。

7 都市建設部

(1) 管理課

特記すべき事項はなかった。

(2) 建築指導課

特記すべき事項はなかった。

(3) 土木課

特記すべき事項はなかった。

(4) 道路維持課

特記すべき事項はなかった。

8 会計課

特記すべき事項はなかった。

第7 監査結果に関する意見

収入及び支出事務全般について監査した結果、事務処理は適正に行われており、全体を通して改善が図られていることが認められました。

このことは、過去の監査からの指摘等を全庁的な課題としてとらえ、各種研修会の充実や決裁過程におけるチェック機能の強化等の様々な取組を行ってきたことが、成果として表れたものと思います。

しかし、この間、滞納処分における差押えや還付加算金の算定等において、不適正な事務処理が発生したところであり、より一層適正な事務執行に努める必要があります。

今後においては、これまでの取組を充実・強化するなど、更なる内部統制機能の発揮に努められますよう期待いたします。

指定管理者監査報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、次のとおり指定管理者監査を実施した。

第1 監査の項目

指定管理者監査

第2 監査の目的

公の施設の指定管理者について、利用料金の出納、減免事務等が適正に行われているか監査を行い、利用者サービスの向上と施設管理事務の適正な執行に資することを目的とした。

第3 監査の対象団体

公の施設の管理を行っている指定管理者のうち、次の団体を抽出した。

団体名	施設名	担当部課
クリエート株式会社	帯広駅南駐車場等（2施設）	商工観光部 商業まちづくり課
一般財団法人 帯広市文化スポーツ振興財団	帯広市総合体育館等（13施設）	生涯学習部 スポーツ振興室
株式会社オカモト	とまちプラザ	生涯学習部 生涯学習課

第4 監査の範囲及び方法

1 範囲

平成25年度における指定管理者の利用料金の出納、減免及びその他の事務を対象とした。

なお、各団体が管理する施設の利用料金年額は下記のとおりである。

(1) クリエート株式会社

施設名	利用料金年額（円）
帯広駅南駐車場	6,804,500
帯広駅北地下駐車場	54,504,950
共通利用券分	127,150
計	61,436,600

(2) 一般財団法人 帯広市文化スポーツ振興財団

施設名	利用料金年額 (円)
帯広市総合体育館	8,865,670
帯広の森陸上競技場	1,387,235
帯広の森体育館	6,126,980
帯広の森屋内スピードスケート場	33,284,850
帯広の森アイスアリーナ	14,647,225
帯広の森第二アイスアリーナ	13,130,130
帯広の森スポーツセンター	7,710,225
帯広の森野球場	3,957,415
帯広の森市民プール	18,881,750
帯広の森弓道場・アーチェリー場	1,035,420
帯広の森テニスコート	4,431,830
帯広の森球技場	285,195
帯広の森研修センター	9,754,150
計	123,498,075

(3) 株式会社オカモト

施設名	利用料金年額 (円)
とまちプラザ	47,716,730

2 方法

利用料金の出納、減免及びその他の事務については、抽出を行い、関係部課及び監査対象団体から関係資料の提出を求め、これらの書類を審査するとともに、必要に応じて関係職員から説明を受けるなどの方法により監査を行った。

第5 監査の期間

平成26年4月10日から平成26年7月29日まで

第6 監査の結果

事務処理はおおむね適正に行われていたが、一部に改善を要するものがあったので、特記事項として記載する。

(1) クリエイト株式会社

特記すべき事項はなかった。

(2) 一般財団法人 帯広市文化スポーツ振興財団

特記すべき事項はなかった。

(3) 株式会社オカモト

利用料金の還付申請書を受領してから、指定口座へ還付を行うまでに半年以上を要したものがあつた。

また、利用料金の請求が遅延したものがあつた。

第7 監査結果に関する意見

指定管理者が行う利用料金の出納、減免その他の事務について監査した結果、使用許可や減免事務は適正に行われていました。

一方、利用料金に関し、還付までに半年以上を要したものと請求が遅延したのが見受けられたことから、適正な事務執行に向け当該指定管理者に適切な指導等を行うことが必要と考えます。

指定管理者には、公の施設について、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことが求められております。

今後とも、指定管理者と緊密な連携を図り、施設の設置目的を効果的に達成されますよう期待いたします。

参 考

指定管理者制度の概要

1 制度の概要

平成15年に地方自治法が一部改正され、公共的団体や出資法人に加え、新たに民間企業や各種法人、その他の団体等も公の施設の管理ができる「指定管理者制度」が創設された。

本市では、平成17年度から順次導入を進め、現在116の公の施設で指定管理者制度を導入し、公の施設の管理運営を行っている。

2 利用料金制の導入

平成24年度からは、29の施設で、条例で定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て料金を定めることができる利用料金制を導入している。

なお、今回の監査対象団体は、いずれも条例で定める額と同額を利用料金として定めていた。

監査対象団体の指定管理施設及び業務の概要

◎クリエート株式会社

施設の名称	施設概要
帯広駅南駐車場	25台（平面駐車場）
帯広駅北地下駐車場	200台（鉄筋コンクリート造1層地下1階）

- (1) 施設の維持管理業務
- (2) 駐車場の供用に関する業務
- (3) その他前各号を遂行するために必要な業務

◎一般財団法人 帯広市文化スポーツ振興財団

施設の名称	施設概要
帯広市総合体育館	第一体育室、第二体育室、第三体育室、トレーニング室、会議室、アーチェリー場ほか
帯広の森陸上競技場	日本陸上競技連盟第2種公認1周400m8コース、管理棟、スタンド
帯広の森体育館	第一体育室、第二体育室、第三体育室、走路（1周150m）、会議室
帯広の森 屋内スピードスケート場	リンク（標準ダブルトラック・Cタイプリンク400m×幅15m）、観覧席、立見席、中地多目的広場（120m×幅34m）、ランニング走路（470m×幅3m）、健康増進多目的室
帯広の森アイスアリーナ	30m×60mリンク、観覧席、選手控室、レフリー室、研修室
帯広の森 第二アイスアリーナ	30m×60mリンク、立見席
帯広の森 スポーツセンター	30m×60mリンク（夏季体育室） 観客席445席、会議室、選手控室
帯広の森野球場	両翼97.6m、センター122m、内野クレー、外野芝生、磁気反転式スコアボード、管理棟（内野8,008人、外野15,000人）
帯広の森市民プール	50m公認プール、児童用及び幼児用プール、観覧席509席、ランニング走路
帯広の森弓道場 ・アーチェリー場	近的(12人立)、遠的(6人立)、室内近的(6人立) アーチェリー場 18,000㎡ 屋外短距離固定の(6的)、屋外長距離固定の(3的)、屋外的40的設置可(夏期間)
帯広の森テニスコート	砂入人工芝20面(硬式・軟式兼用)夜間照明10面、クラブハウス411.8㎡ 収容人員 盛土スタンド約6,000人
帯広の森球技場	球技場180m×168m、固定席400人、立見席8,000人
帯広の森研修センター	宿泊室10室(和室7室、洋室3室)定員75名、トレーニング室

- (1) 施設の維持管理業務
- (2) スポーツ振興事業に関する業務
- (3) その他前各号を遂行するために必要な業務

◎株式会社オカモト

施設の名称	施設概要
とかちプラザ	アトリウム、大集会室、ギャラリー、生涯学習・女性・姉妹都市コーナー、消費生活アドバイスセンター、情報センター、ラウンジ、音楽スタジオ2室、音響調整室、アートスタジオ、レインボーホール、視聴覚室、和室3室、茶室、特別会議室、会議室2室、研修室2室、講習室3室、調理室、コンピュータールーム、ビデオ編集室、団体交流室、軽運動室、フィットネススタジオ、トレーニングルーム、駐車場

- (1) 施設の維持管理及び運営に関する業務
- (2) 経済の活性化、人々の定住・交流の促進、産業振興の寄与に関する業務
- (3) 生涯学習振興に関する業務
- (4) 施設の安全対策に関する業務
- (5) その他前各号を遂行するために必要な業務